

浜松市規則第 2 2 号

浜松市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年浜松市規則第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 号様式中「主治医意見書を記載した医師及び地域包括支援センターの関係人に、浜松市から介護認定審査会による判定結果・意見を」を「介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、浜松市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、浜松市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の浜松市介護保険条例施行規則の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（あらまし）

この規則は、介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書の同意事項を改めるものです。